

短 期 入 所 療 養 介 護

(介護予防短期入所療養介護)

利 用 約 款

(介護老人保健施設 清和苑)

利用者_____様と、介護老人保健施設清和苑（以下「当施設」という。）とは、当施設が提供する（介護予防）短期入所療養介護サービス利用に関して、次のとおり契約を結びます。

（約款の目的）

第1条 当施設は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、（介護予防）短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、_____年____月____日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2-2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること
 - ②弁済をする資力を有すること
- 3-2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3-3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 3-4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 3-5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

4-2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な（介護予防）短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人及び保証人が、本契約に定める利用料金を1か月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設が施設サービスの提供をすることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予防）短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

6-2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日を目途に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

6-3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 7-2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 7-3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 7-4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 7-5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合)

- 9-2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 10-2 当施設は、利用者に対し、当施設における(介護予防)短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 10-3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元

引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 当施設は、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し直ちに管理者の責任において必要な措置を講ずるとともに、身元引受人等に連絡します。
- 11-2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 11-3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する(介護予防)短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員若しくは管理者に直接申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第13条 (介護予防)短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 13-2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
 - ④ 虐待防止に関する責任者を管理者とします。
- 14-2 当事業所は、介護保険施設サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを県市町村に通報します。

(利用契約に定めのない事項)

- 第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設清和苑のご案内

(施設の概要)

① 施設の名称等

施設名	清 和 苑
開設年月日	1989 年 10 月 05 日
所在地	岩手県奥州市水沢東大通り 1 丁目 5 番 3 0 号
電話番号	0197-47-5601 FAX 0197-25-3145
管理者名	人 見 次 郎
介護保険指定番号	(0350480018 号)

② 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、又、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

③ 介護老人保健施設 清和苑の理念

全人的医療の推進	人類の福祉に貢献
地球環境への配慮	「愛・和・信・健・仁」

④ 介護老人保健施設の役割

包括ケアサービス施設	リハビリテーション施設
在宅復帰施設	在宅生活支援施設
地域に根ざした施設	

⑤ 入所定員 100 名（うち認知症専門棟 50 名 短期入所含）

療養室 36 室（個室 10 室、2 人室 7 室、4 人室 19 室）

⑥ 施設の職員体制

	常 勤	非 常 勤
医師	1 以上	1 以上
看護職員	10 以上	
介護職員	30 以上	
支援相談員	3 以上	
理学療法士、作業療法士	5 以上	
管理栄養士	2 以上	
介護支援専門員	2 以上	
事務職員	2 以上	

(サービス内容)

- ① (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食事席でお取りいただきますが、食事時間及び場所等については、症状に応じて変更できます)
 《朝食》午前7時30分～ 《昼食》12時00分～ 《夕食》午後6時00分～
- ③ 入浴(一般浴槽のほか介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理容サービス(長期入所の方は理美容代3,000円程度)
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

(協力医療機関等)

- ① 当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関(歯科医療機関)	
名 称	奥州病院
住 所	岩手県奥州市水沢東大通り1丁目5番30号

- ② 緊急時の連絡先
緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(施設利用に当たっての留意事項)

- ① 面会
面会をご希望される方は、新型コロナウイルス感染症の流行等により対応が異なることが想定されますので、施設窓口へお問い合わせ下さい。
- ② 外泊・外出
外泊、外出の際には、事前に外泊・外出届に、氏名、連絡先、期間等をご記入の上、提出していただきます。
- ③ 飲酒・喫煙・火気の取り扱い
当施設では、原則堅くお断りしております。
- ④ 設備・備品等の利用

施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、修理費をいただく事があります。

⑤ 金銭、貴重品の管理

当施設では、金銭、貴重品等に関して、原則お持込にならないようお願いしております。ご本人が保管される現金は小銭程度でお願いします。また、万が一紛失等なされた場合、当施設では一切の責任は負いかねますので、ご了承ください。

⑥ 外泊、外出時等に、施設に相談無く（緊急時除き）他科受診することは原則禁止です。

（非常災害対策）

防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓等
防災訓練	年2回

（禁止事項）

当施設では、多くの方に安心して利用していただく為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

（要望及び苦情等の相談）

担当者	支援相談員
電話番号	0197-47-5601（内線3130）
受付時間	平日8：30～17：30（土、祝のみ12：30まで）

※当施設以外にも、下記において苦情相談を受付しております。

相談窓口	奥州市福祉部長寿社会課介護保険係
電話番号	0197-24-2111 内線262
受付時間	8：30～17：15（土日祝を除く）

相談窓口	岩手県国民健康保険団体連合会
電話番号	019-604-6700（介護保険課）
受付時間	9：00～17：00（土日祝を除く）

（その他）

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

(介護保険証の確認)

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要)

（介護予防）短期入所療養介護は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(利用料金)

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による介護度によって、利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

(単位：円)

	多床室(2～4人部屋)			個室(1人部屋)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	902	1,804	2,706	819	1,638	2,457
要介護2	979	1,958	2,937	893	1,786	2,679
要介護3	1,044	2,088	3,132	958	1,916	2,874
要介護4	1,102	2,204	3,306	1,017	2,034	3,051
要介護5	1,161	2,322	3,483	1,074	2,148	3,222

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

(単位：円)

	多床室(2～4人部屋)			個室(1人部屋)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	672	1,344	2,016	632	1,264	1,896
要支援2	834	1,668	2,502	778	1,556	2,334

(3) 加算料金

※1日当たりの料金(単位：円)

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	102	153
夜勤職員配置加算	24	48	72
総合医学管理加算	275	550	825
認知症ケア加算	76	152	228
重度療養管理加算	120	240	360
緊急短期入所受入加算	90	180	270
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に7.5%を乗じた単位数		

※1回当たりの料金(単位：円)

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算	184	368	552
個別リハビリテーション実施加算	240	480	720
療養食加算	8	16	24
口腔連携強化加算	50	100	150

※1月当たりの料金(単位：円)

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	20	30

(4) その他の料金

① 所得段階別居住費及び食費(1日当たりの負担額)

所得段階	居 住 費		食 費
	多床室(2～4人部屋)	個室(一人部屋)	
第1段階	0円	550円	300円
第2段階	430円	550円	600円
第3段階①	430円	1,370円	1,000円
第3段階②	430円	1,370円	1,300円
第4段階	440円	1,700円	1,800円

② 日用品費(アメニティA・Bセットレンタル料金 520円または250円/税抜)

当施設では、入所中に必要な日用品について、株式会社アメニティが提供する「アメニティセットレンタルサービス」を導入しております。サービス内容は、以下のとおりです。

○ アメニティAセット 520円/日額(税抜)

日常着、寝巻、肌着、股引、靴下(クリーニング付レンタル品)	
タオル類(クリーニング付レンタル品)	
バスタオル(2～3枚/週)	フェイスタオル(4枚/週)
おしぼりタオル(毎日)	使い捨てタオル(4枚/日)

○ アメニティ B セット 250 円／日額(税抜)

タオル類 (クリーニング付レンタル品)	
バスタオル (2～3 枚/週)	フェイスタオル (4 枚/週)
おしぼりタオル (毎日)	使い捨てタオル (4 枚/日)

○ 付属サービス品 ※アメニティ A・B セット共通

リンスインシャンプー	ボディーソープ	Box ティッシュ	カラーコップ
歯ブラシ、歯磨き粉	入歯洗浄剤	口腔ケアジェル	入歯ケース
食事用エプロン	マウススポンジ	口腔ケアシート	おしり拭き

※ 日額設定のため、追加料金は発生しません。

※ ご利用に当たっては、株式会社アメニティと契約していただきます。

③ 日用品費 (不足時の施設提供料金 250 円または520 円／税抜)

アメニティセットをご利用になられない方は、必要品をご持参いただきます。入所サービスをご利用されている際に、万が一必要品に不足があった場合には施設からの有料提供となります。(日用品、入浴用品、保清用品、衣類のレンタル料)

④ レクリエーション費や行事費、行事食など 約50 円～1,500 円／回

※ 行事費用であり、参加された場合にお支払いいただきます。

⑤ 理美容代 3,000 円程度

⑥ 文書作成費用

診療情報提供書	5,500 円	支払証明書	550 円
成年後見用診断書	11,000 円	診断書	3,300 円～11,000 円

(支払方法)

毎月10 日を目途に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払い方法は、施設窓口払い、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3 方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報利用目的

(2024年8月1日現在)

介護老人保健施設清和苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的)

① 介護老人保健施設内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

② 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(上記以外の利用目的)

① 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理

② 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設清和苑 (介護予防) 短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設清和苑を入所利用するに当たり、介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

氏 名		⑩
住 所		

<利用者の身元引受人>

氏 名		⑩
住 所		

介護老人保健施設清和苑
管理者 人見 次郎 殿

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄：)	⑩
住 所		
電話番号		

【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄：)	⑩
住 所		
電話番号		

説 明 日	年 月 日
説明担当者	支援相談員【 】